

VII 全国の事例に学ぶワークシート

処分事由	交通事故	体罰	わいせつ 行為等	個人情報の不 適切な取扱い	その他	合計
懲戒処分者数	286 (29.5%)	176 (18.2%)	167 (17.3%)	41 (4.2%)	298 (25.5%)	968 (75)
訓告等を含めた総数	3,225 (29.8%)	2,253 (20.8%)	186 (1.7%)	382 (3.5%)	4,781 (44.2%)	10,827 (1,944)

* 「平成24年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(平成25年12月文部科学省報道発表)

* () は、割合。合計の欄は非違行為を行った所属職員に対する監督責任を問われ懲戒処分等を受けた者の数で外数

上の表は、平成24年度中に全国の都道府県・指定都市教育委員会が、教育職員（公立の小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校）に対して行った懲戒処分等の状況について、文部科学省が調査結果を公表したものです。

次からは、ここ数年に新聞報道された事例を紹介します。その事例について、「問題はどこにあったか」「事例から学ぶこと・対策」の2点について考えてください。まじめに日々の教育活動に取り組んでいる多くの方々には「こんなことは、その人個人に問題があって関係ないことだ」と思われる事例が多いですが、そこに「リスクの芽」が存在します。「もしかしたら私も・・・。」という意識を持って、もう一度、自分自身のコンプライアンス意識を見直してみましよう。

事例1 (交通事故・違反)

- 県立高校運動部のワゴン車が林道の急斜面を転落して、乗っていた生徒ら12人が重軽傷を負った事故で、警察は運転していた男性教諭を自動車運転過失傷害の容疑で書類送検した。定員の8人を超過して乗車し、同僚の警告を聞き入れずに運転した。下り坂で、ブレーキの利きが悪くなっているのを確認しながら運転し、カーブを曲がりきれずに転落した。

問題はどこにあったか？

この事例から学ぶこと・対策を考えましよう。

事例2 (交通事故・違反)

市教委の職員が人身事故を起こしたにもかかわらず、警察へ申告しなかったとして、懲戒処分を受けた。勤務先から車道に出ようとして走行中の自転車と接触し、自転車を転倒させ、乗っていた高校生に肩部打撲を負わせた。壊れた自転車は自転車店で修理したが、警察には届けず、自分の名前や連絡先は告げなかった。高校生の両親が警察に通報して明らかになった。

問題はどこにあったか？

この事例から学ぶこと・対策を考えましょう。

(参考) 全国の事例の解答例

事例1 (交通事故・違反) の記入例

問題はどこにあったか？

- ・公共交通機関を利用すべきであった。
- ・出発する時点で定員を超過しており，遵法精神に欠けている。
- ・ブレーキの利きが悪くなったのを確認した時点で運転をやめなければならない。
- ・同僚の警告を無視している。
- ・危険を察知した同僚が，管理職に報告すべきであった。
- ・危険な林道は通らず，国道・県道等の安全なルートを選択するべきであった。

など

この事例から学ぶこと・対策を考えましょう。

- ・部活動での生徒輸送は，公共交通機関とし，やむを得ず自家用車を使用する場合には，安全なルートを選定し，定員内乗車を徹底するよう校内規定を整備する。
- ・部活動の活動内容の詳細を管理職がきちんと把握する体制を整える。
- ・校外の部活動は，必ず複数の指導者を配置し，役割を分担する体制とする。

など

事例2 (交通事故・違反) の記入例

問題はどこにあったか？

- ・路外から道路に出る際には，歩行者や自転車などに十分注意すべきである。
- ・交通事故の場合の措置に定められている5つの義務のうち，3つに違反している。
 - ①直ちに運転を停止する義務
 - ②負傷者の救護義務
 - ③道路上の危険防止の措置義務
 - ④警察官に，報告する義務
 - ⑤警察官が到着するまで現場に留まる命令に従う義務

特に，負傷者の救護と警察への通報は直ちに行うべき義務であることを忘れている。

など

この事例から学ぶこと・対策を考えましょう。

- ・道路に進入する際及び交差点においては特に事故が起こりやすいという意識を高める。
- ・道路交通法や安全運転についての研修を所属で繰り返し行う。
- ・交通事故を起こした場合の対応方法について，マニュアルなどを用いて徹底を図る。

など